

令和5年度  
市民予算枠事業交付金  
「地域一括交付型」  
の手引き



地域の「どうしよう？」を解決し、「こうしたい！」を実現する

令和5年10月

高浜市

# 目 次

はじめに	・・・	1
I. 「市民予算枠事業（地域一括交付型）」とは？		
1. 「市民予算枠事業」とは？	・・・	6
2. 「地域一括交付型」の提案にあたって	・・・	8
3. 交付金の算定方法（各小学校区への交付額のイメージ）	・・・	10
4. 提案・検討・採択・実績報告までのスケジュール	・・・	12
II. 「提案書」の作成から「交付金額」の決定まで		
1. 提出書類の種類	・・・	18
2. 書類の作成方法	・・・	19
3. 交付金額の決定について	・・・	23
III. 事業を実施していくうえで・・・		
1. 交付金の申請手続き	・・・	26
2. 事業の実施 ～情報発信&多くの人を巻き込んで！	・・・	26
3. 会計処理・帳簿整理	・・・	26
4. 事業費が余りそう・・・、交付金の精算手続きをしましょう	・・・	27
5. 繰越・積立をしたい・・・、行政と事前協議しましょう	・・・	27
IV. 事業成果の報告		
1. 実績報告書の提出	・・・	30
2. 書類等の保存	・・・	30
3. 書類の作成方法	・・・	31



## はじめに

### ■ 手引書の作成にあたって

平成22年4月より市民が主役のまちづくりを推進すべくスタートした市民予算枠事業交付金（地域内分権推進型）制度について、さらによりよいものとするため、毎年度、実施成果を振り返り、課題・反省点を踏まえ、常に見直しを行っており、平成29年から市民予算枠事業交付金（地域内分権推進型）制度をリニューアルし、市民予算枠事業交付金（地域一括交付型）としました。

本手引書は、リニューアルした制度の概要や交付金の提案方法、取り扱いなどをとりまとめたものです。

また、「こんな場合はどうしたらいい?」といった不明な点については、まちづくり協議会特派員や総合政策グループ職員へ、お気軽にご相談ください。（相談窓口については26ページ）

## ■ 市民が主役のまちづくりが加速するように

「自分たちのまちのことは、自分たちで考え、つくっていく」— 高浜市では、地方分権の流れをさらに推し進め、自治本来の姿に立ちかえろうと、市の自治の仕組みを定めた「自治基本条例」と、まちづくりの設計図である「第 7 次総合計画」を両輪として、「市民のみなさんが主役のまちづくり」を進めています。

まちづくりのキャッチフレーズは、  
「人と想いが つなぐつながる しあわせなまち 大家族たかほま」

高浜市は行政だけでなく、住んでいる市民のみなさん、高浜市をよりよいまちにしていこうと活動している団体、事業所やそこで働いている人、学校等で学んでいる人など、様々な人たちの活動によって支えられています。「住んでよかった」「いつまでも住み続けたい」と思える高浜市を創っていくために、みんなで力を合わせていくことが大切であるという考え方に立っています。

## ■ 私たちの愛するまちを未来へとつなげていくために

今、社会の状況は、少子化・高齢化の進展、産業構造の転換等々、“先例なき時代”と言われています。人口も経済も“右肩上がり”の時代とは異なり、国も自治体も、財政状況は税込と受益のバランスが崩れつつあります。また、市民のみなさんのニーズは多様化しており、地域の実情も一律ではなく、課題解決の優先順位も地域によって異なる中で、それら全てを行政が対応することは困難ですし、行政が行う事業やサービスは、とかく“広く”、“一律”になりがちです。

「地域の課題を、地域の実情に合った、より良い形で解決したい・・・」  
「もっと地域の魅力やいいところを活かしたまちづくりを実現したい・・・」

そんな市民のみなさんの想いをかなえるために、市民のみなさんからいったんお預かりした税の一部を地域へお返しし、地域にとって一番効果的な税の使い方を考え、地域の「どうしよう?」(課題・問題点)を解決し、地域を「こうしたい!」「こうなったらいいな!」(まちづくりに対する想い)を実現するための仕組みとして、「市民予算枠事業交付金」事業を実施してきました。

また、もともと市が実施していた事業のうち、地域で取り組んだほうがより良いサービスにつながるものについて、必要な権限と財源を行政から地域へ移し、多様な実施主体による公共サービス提供体制により、市民の満足度の向上を目指すため、「地域内分権推進事業交付金」事業を実施してきました。

■「いつまでも住み続けたい！」を目指し、限られた資源を有効に活用していこう！

今、高浜市では愛するまち高浜市を未来へとつなげていくための様々な取組みを展開しています。「どうしよう?」(課題・問題点)や「こうしたい!」(まちづくりに対する想い)はたくさんありますが、人もお金も限りがあります。そのため、子どもからお年寄りまで、地域のみなさんの想いを汲み取りながら、みんなで話し合い、知恵と力を出し合いながら「住んでよかった」「いつまでも住み続けたい」と思えるまちを創り上げていくことが、ますます求められています。

また、市民が主体となったまちづくりを息の長いものとしていくために、「交付金(=税金)は自分のお財布」という感覚を持ち、限られた財源を「真に必要な課題の解決にあてていく」、「地域の特性に合わせて効率的・効果的に活用する」という意識を今まで以上に高め、「汗」をかきながら課題解決に取り組んでいく、自主財源の捻出を意識した取組みを検討していくことも大切になっています。



▲吉浜まちづくり協議会

いざという時に備えた「無線機取扱訓練」



▲翼まちづくり協議会

いざという時に備えた「防災実技講習会」



▲高浜まちづくり協議会  
散歩しながら「鬼みちのごみ拾い」



▲高取まちづくり協議会  
彼岸花まつりでの「お茶会」



▲南部まちづくり協議会  
誰でも料理をつくれるよう「レシピ研究会」



《令和5年度版での変更点》

令和5年度版における制度の変更はありません。

《繰越金・積立金(余剰金)の上限設定について》

まちづくり協議会では、市民予算枠事業交付金(一括交付型)について、残金は市に返金いただいておりますが、地域内分権推進事業交付金(市から仕事として受けている事業に対する交付金)については、残金の返還は不要となっています(移譲事業が中止となった場合には返還していただくこととなります)。この残金については、翌年度に繰り越し、または利用目的を定めて積立することができるとしています。

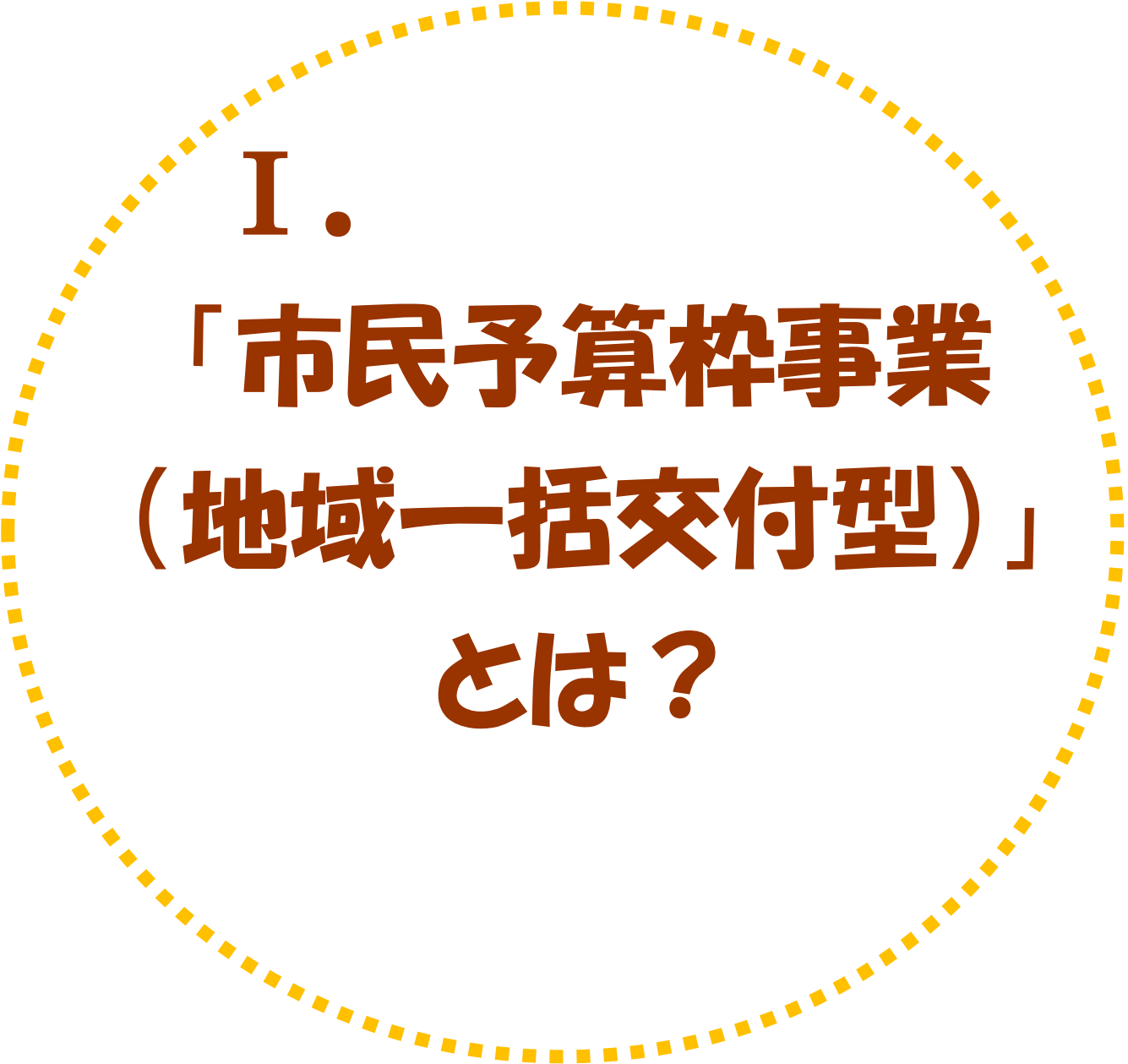
令和3年度以降、その繰越金及び積立金の合計額の上限を設定いたしました。

(1) 繰越金(予備費含む)と積立金の合計(自主財源(余剰金))については、保有額の上限を1,000万円とします。

(2) 上限額(1,000万円)を超えてしまった場合は、当該年度の市民予算枠事業交付金から上限額を超えてしまった金額を差し引いて交付することとします。

※今後、上限額については引き下げていく可能性もあります。

## MEMO



I.  
「市民予算枠事業  
（地域一括交付型）」  
とは？



# 1 「市民予算枠事業」とは？

地域の「どうしよう？」（課題・問題点）を解決し、地域を「こうしたい！」「こうだったらいいな！」（まちづくりに対する想い）を実現するための仕組みです。

市民予算枠事業には、次の3つのタイプがあります。

## ①地域一括交付型

まちづくり協議会、まちづくり協議会の構成団体が主体となり、地域の長所や課題をふまえ、地域を良くするために必要なプランをご提案いただき、小学校区単位でとりまとめ、提案団体に実施していただきます。

【提案者・事業団体】

まちづくり協議会

まちづくり協議会の構成団体

## ②協働推進型

まちづくりパートナーとして市に登録していただいた上で、市内全体の利益や課題の解決につながる実行可能なプランを提案していただき、採択された場合は、そのプランを実施していただきます。

【提案者・事業団体】

まちづくりパートナー

【交付上限額】

1事業 100万円まで

## ③市民提案型

市民のみなさんと行政がお互いに持ち味を活かしながら連携することによって、市内全体の利益や課題の解決につながる実行可能なプランを提案していただきます。  
採択された場合は、予算化し、市が実施します。

【提案者】

市民

市民公益活動団体

この冊子では、「地域一括交付」について、取り上げています。

## 《令和5年度の交付実績》

種類	活用団体	交付金額
地域一括交付型	高浜南部まちづくり協議会・吉浜まちづくり協議会・翼まちづくり協議会・高取まちづくり協議会・高浜まちづくり協議会・構成団体	37,005,000円
協働推進型	高浜の防災を考える市民の会・渡し場かもめ会・高浜づくり市民会議・“昭和”で元気になる会・公益社団法人 트레이ディングケア・高浜市消防団もりあげ隊・三州瓦鬼師応援隊・Sansyu-tacoba	7,410,000円
市民提案型	実績なし	—

## どうして「市民予算枠事業」という仕組みをつくったの？

- ◇ 地域の「いいところ」（長所・魅力）や「心配なところ」（課題・問題）は、その地域によって様々ですが、それらを一番良く知っているのは、その地域に住んでいる市民のみなさんです。
- ◇ 市民のみなさんからお預かりした税金を、地域でより有効に役立てていただくため、それぞれの地域の特徴を踏まえ、市民目線のアイデアを活かして、地域にとって一番ふさわしい方法で課題を解決したり、地域の魅力を磨いていくことで、住んでよかったと思える高浜市、人もまちも元気がある高浜市をみんなで力を合わせて築いていくことができるように、この仕組みをつくりました。

地域に身近な課題は、  
できるだけ身近なところで解決できるように

事業を進めていくと、こんな効果が・・・

### 満足感・納得感

市民のみなさんの自主的・主体的な取り組みによって、行政では手の届かない、きめこまかな課題に対応することができ、事業効果が高まるなど、満足感・納得感の向上につながっていきます。

### 地域に対する愛着・誇り

市民のみなさんが「この地域がどうあるべきか」を考え、自らの手によって課題や魅力を発掘し、解決等に向けて汗を流していくことによって、「住んでよかった」「いつまでも住み続けたい」といった、地域に対する「愛着・誇り」が育まれていきます。

### 地域の総合力で未来を切り開く

市民のみなさんが、自主的・主体的に地域の課題解決や魅力の向上に取り組むことで、これまで高まってきた地域に対する「愛着・誇り」や「地域の総合力」をより強くすることで、未来を切り開くチカラが高まります。

地域に暮らす  
市民が

地域の長所や課題  
について市民が

自ら考え  
取り組んでいく

「地域でしかできないことを地域でやる！」

市民のみなさんが自主的・主体的になって、  
地域の個性や創意工夫を活かしたまちづくりを実践！

# 2

## 「地域一括交付型」の提案にあたって

◆**提案できる団体** まちづくり協議会、まちづくり協議会の構成団体

### ◆**対象事業**

小学校区の課題解決や魅力アップに向けて、まちづくり協議会やまちづくり協議会の構成団体が自主的・主体的に取り組むことによって、地域がよりよい方向に向かう事業。活動の効果が、地域に広く行き渡る事業。

下記の事業は対象外

- ① 政治・宗教に関係する事業など、「まちづくり協議会条例」第6条（活動の制限）に該当する事業
- ② 市の決定権限が及ばない事業（例：国や県等の許可が必要な事業）
- ③ 参加者が特定の人に限られる交流事業、親睦会的な事業
- ④ 既に市の他の補助制度等により実施している事業
- ⑤ 既に独自の財源で実施されている事業

地域のために広く役立つ事業かどうか、公共的な視点で考えよう

### ◆**審査**

小学校区の合意に基づき、事業を決定していただきますので、第三者機関等による審査はありません。

行政では、書面上の体裁等の確認（ex.記載内容に不備がないかどうか、交付金の使い方として適切か）のみを行います。

**限りある予算を地域で有効に役立てるために  
みんなで事業内容・予算の使い方を話し合おう！**



## 提案を考えるうえで大切なことは？

きちんと課題や目的を認識して取り組み、  
成果を振り返り、次へとつなげる！

- ◇ **活動を行うことそのものが目的化しない**よう、きちんと目的や課題を認識して取り組むことが大切です。
- ◇ 市民の目から見て「**何のためにこの事業を行うのか**」が理解できるように、事業目的や交付金の使途を明確にすることが不可欠です。
- ◇ 良いところはさらに伸ばし、課題・問題点は改善し、次へとつなげていくことが大切です。

まち協の構成団体さんも、団体の中だけで考えて取り組むのではなく、事業内容・目的を地域の皆さんに説明し、理解・協力を得ながら、進めていきましょう！

地域のため、みんなのためになることを！

- ◇ この事業で使われる予算は**大切な税金**です。当然、一部の人達の利益や不適切な目的のために使われることがあってはなりません。
- ◇ 特に課題解決のためには**地域での十分な合意**を得られることが大前提となります。

たくさんの市民をまきこんで！

広く市民に知らせることが大事です

- ◇ 活動を積極的にPRして、より多くの方が参加、一緒に活動できるようにしていきましょう。たくさんの元気が生まれれば、地域全体が豊かになります。
- ◇ 抱える地域の課題を持ち寄って、協力し合えることを話し合うなど、みんなでまちづくりに向けての想いを一致させながら取り組んでいきましょう！

自主財源を生み出して、楽しく活動しよう！

- ◇ 税金を原資とする交付金のみにも頼ることなく、地域で**自主財源**を生み出すことで、より自主的・自立的な活動を展開していくことができます。

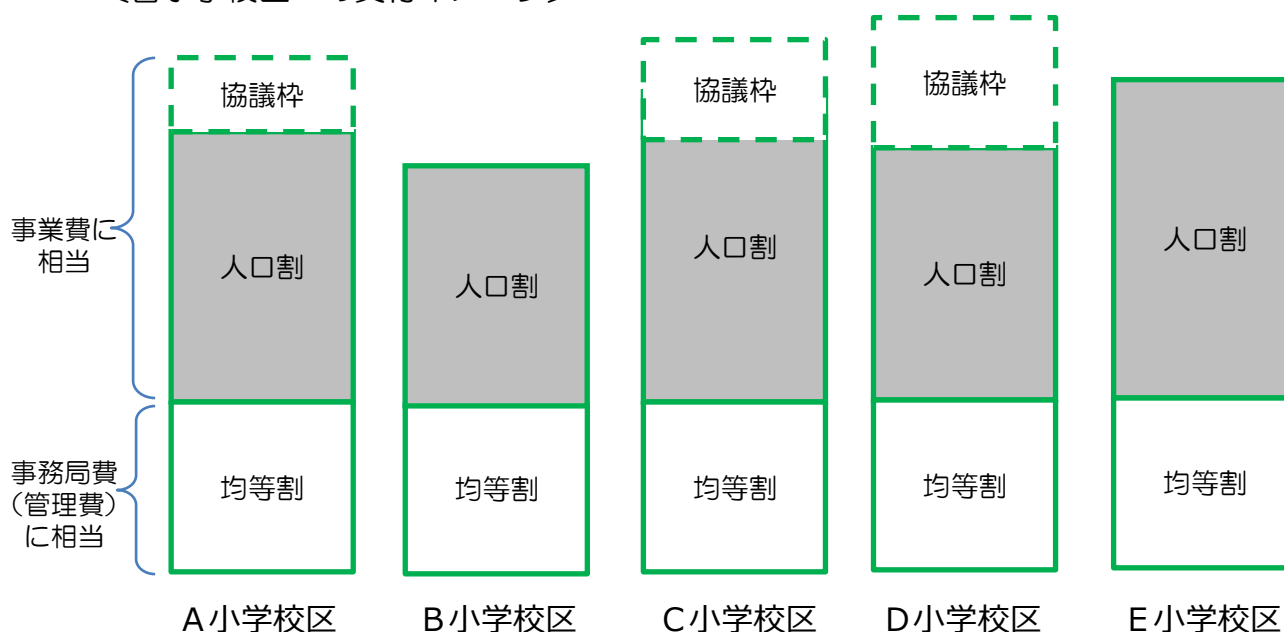
# 3 交付金の算定方法

## 1. 各小学校区への交付金額

まちづくり一括交付金の各小学校区の交付金額は、交付金予算総額に対し、次の算出割合に基づき算出し、配分する額となります。

区分	算定方法
均等割額	各小学校区に均等に交付するものです。 交付金額は、交付金の予算総額の2/3の額（100万円未満四捨五入）の4割に相当する額を各小学校区で均等に配分した額
人口割額	各小学校区の人口割合に応じて交付するものです。 交付金額は、交付金の予算総額の2/3の額（100万円未満四捨五入）の6割に相当する額に交付金交付年度の前年10月1日現在における人口比率（総人口に占める各小学校区域人口の割合：〇〇小学校区人口÷総人口）に応じて按分した額
協議枠額	均等割・人口割だけでは解決が困難な地域課題に取り組むために交付するものです。 交付金額は、交付金の予算総額の1/3の額（100万円未満四捨五入）を上限とし、交付金関係団体で協議し、各小学校区へ配分する額を決定します。

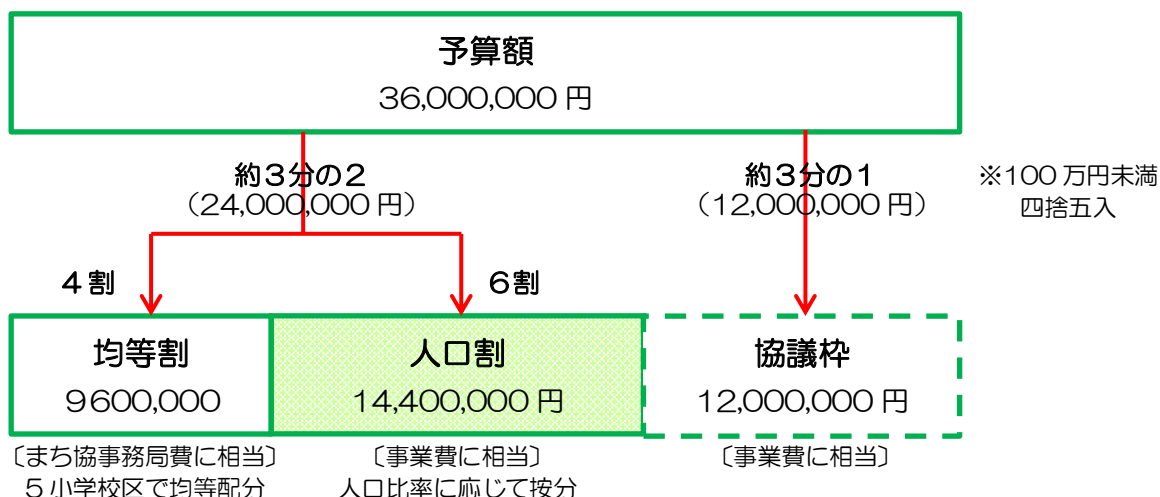
〔各小学校区への交付イメージ〕



## 2. 各小学校区への交付額のイメージ

令和6年度交付金予算額（案）：36,000,000円

\*令和5年度の交付実績額 37,005,000円からこども・若者応援の新メニュー創設に必要な予算額 100万円を引いた額



令和5年9月1日人口でシミュレーションしてみると・・・ (単位：円)

	港小学校区	吉浜小学校区	翼小学校区	高取小学校区	高浜小学校区	合計
① 均等割	1,920,000	1,920,000	1,920,000	1,920,000	1,920,000	9,600,000
② 人口割	2,097,000	3,794,000	3,054,000	2,447,000	3,008,000	14,400,000
人口 (R5.9.1)	7,172人	12,981人	10,449人	8,368人	10,289人	49,259人
人口比	14.56%	26.35%	21.21%	16.99%	20.89%	100.00%
小計	4,017,000	5,714,000	4,974,000	4,367,000	4,928,000	24,000,000
③協議枠	ここを皆さんで協議して配分していきます。					12,000,000
提案額計						36,000,000

※均等割・人口割の範囲内で提案額が収まる場合は、不用額を協議枠へ拠出していただく。

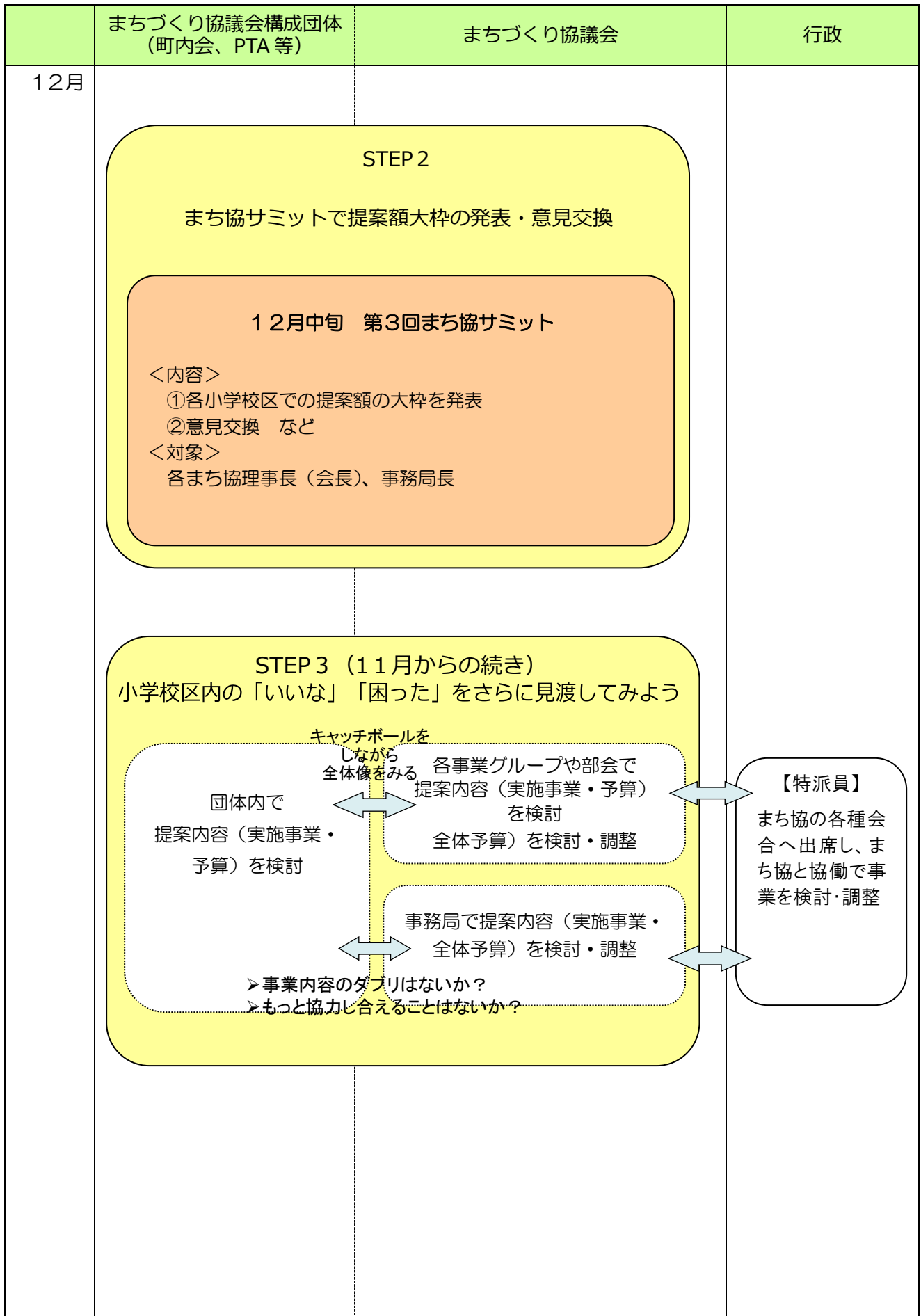


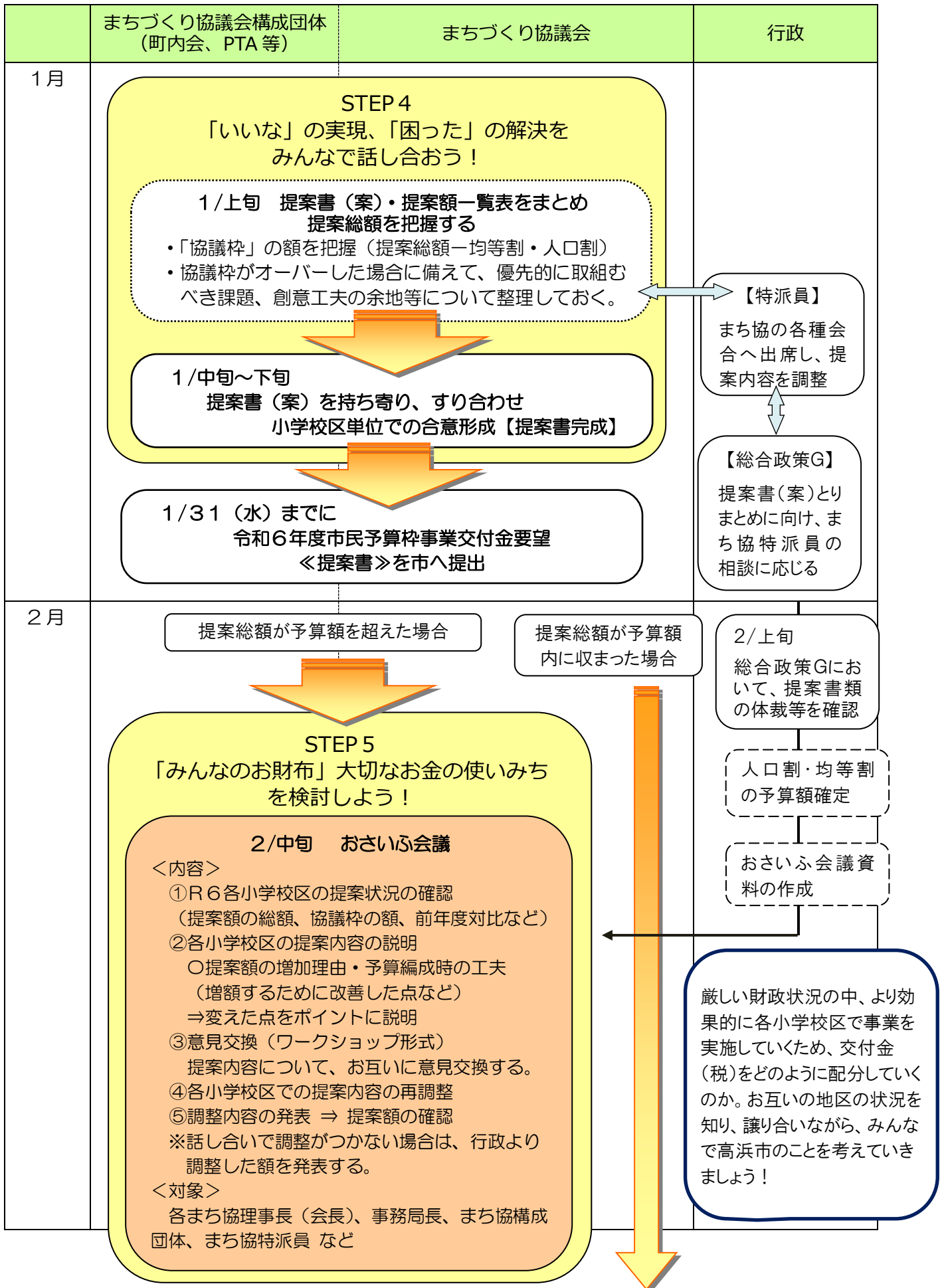
# 4

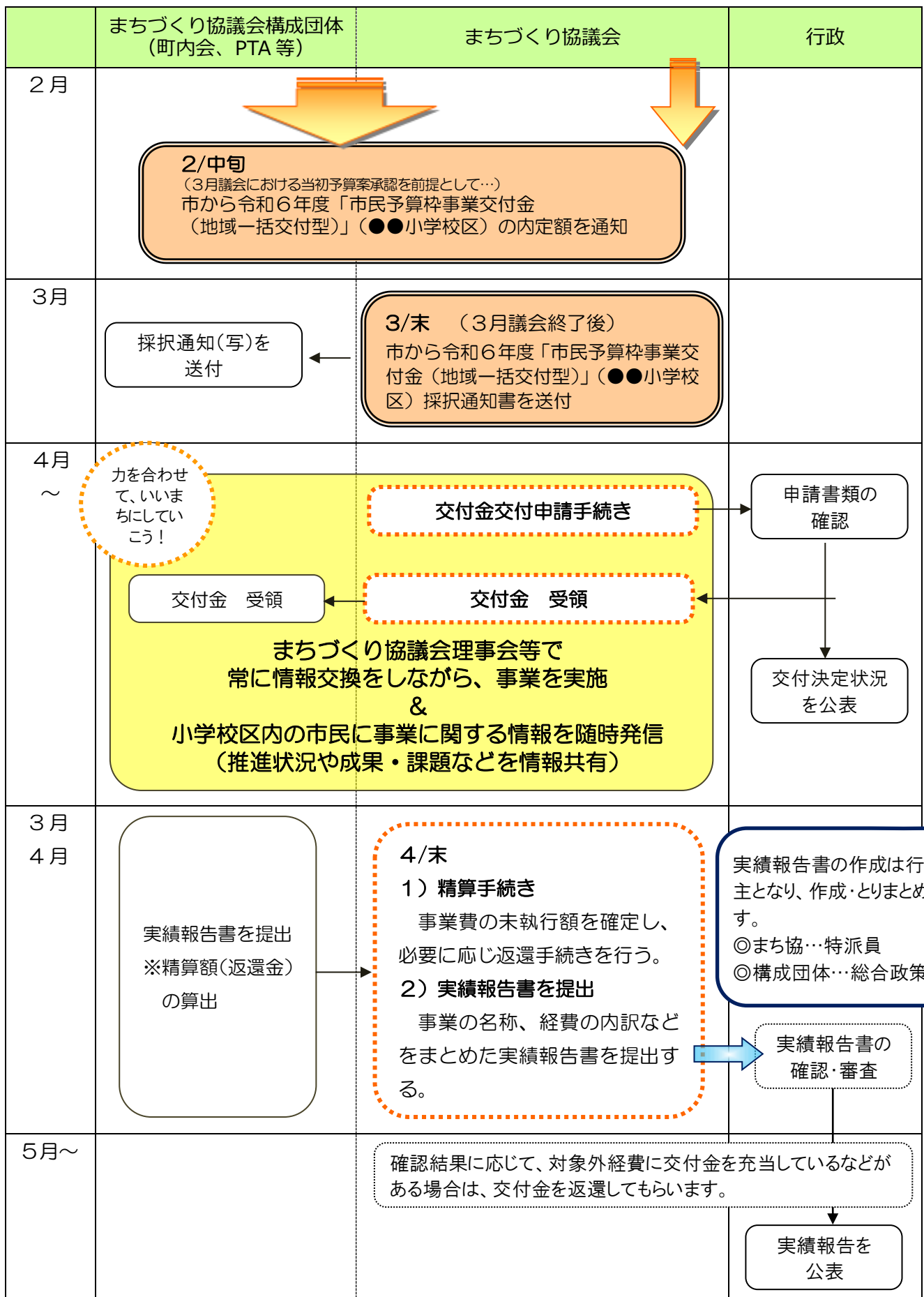
## 検討・提案・採択・実績報告までのスケジュール

	まちづくり協議会構成団体 (町内会、PTA等)	まちづくり協議会	行政
10月 ～ 11月	<p>市民予算枠事業交付金制度の説明・意見交換</p> <p><b>10月上旬 第2回まち協サミット</b></p> <p>&lt;内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①市民予算枠事業交付金制度の説明</li> <li>②高浜市予算編成方針の説明</li> <li>③意見交換</li> </ul> <p>&lt;対象&gt;</p> <p>各まち協理事長（会長）、事務局長、など</p>		
	<p><b>STEP 1</b></p> <p>小学校区内の「いいな」「困った」を見渡してみよう！</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①小学校区の課題や伸ばしたい長所を洗い出そう</li> <li>②これまでの取組成果・課題などを振り返ろう</li> <li>③「地域計画」や小学校区の課題・長所を踏まえ、小学校区のめざしたい姿を共有しよう</li> <li>④めざしたい姿の実現に向けた、課題の解決策・長所の進展策を考え、みんなで話し合おう</li> <li>⑤誰が（どの団体が）、どんなふうに取り組むのか、企画（案）を提案書にまとめてみよう</li> </ul>		<p>すでに次年度新たに予定している事業や増加が見込まれる経費、廃止や縮小を予定している事業があれば、情報交換をしましょう！</p>
	<p><b>各団体会議での市民予算枠事業交付金制度の説明</b></p> <p>各まちづくり協議会の代表者会等において、まち協特派員・総合政策G職員より、市・小学校区を取り巻く状況・課題、令和6年度提案に向けてのとりまとめスケジュール、市の交付金予算額（案）等について説明</p>		<p>【特派員・総合政策G】</p> <p>まち協の各種会合へ出席し、まち協と協働で事業を検討・調整</p>
	<p>※必要に応じて、構成団体の会合にも、総合政策グループ職員がお伺いし、説明をさせていただきます。</p>		<p>地域の皆さんの想い・声を幅広く集め、事業目的・内容を説明し、理解を得ながら進めることがポイントです！</p>









## *MEMO*



# Ⅱ. 「提案書」の作成から 「交付金額」の決定まで

# 1

## 提出書類の種類

### (1) 提出書類の種類

- ① 様式第1 市民予算枠事業交付金「地域一括交付型」提案書
- ② (別紙1) 提案額総括表
- ③ (別紙2) 事業概要書
- ④ (別紙3) 収支計画書

↑  
添付忘れがないようお願い  
いたします。

令和6年1月31日(水)  
までに、全てをそろえて  
提出してください。

### (2) 書類の作成方法

- ① 様式第1  
市民予算枠事業交付金「地域一括交付型」提案書 ⇒ 21 ページ
- ② (別紙1) 提案額総括表 ⇒ 22 ページ
- ③ (別紙2) 事業概要書 ⇒ 23 ページ
- ④ (別紙3) 収支計画書 ⇒ 24 ページ

# 2

## 書類の作成方法

### ① 提案書(鏡文)を作成する際のポイント

様式第1は、提案書類提出に係る“鏡文書”です。

様式第1 (第3条関係)

市民予算枠事業交付金 (地域一括交付型) 提案書

提出日を記載  
(令和6年1月31日(水)まで)

年 月 日

高浜市長 あて

まちづくり協議会  
より提出する

所在地

申請者 団体名 ●●まちづくり協議会 印

代表者名

●●●●年度において下記の市民予算枠事業 (地域一括交付型) を実施したいので、高浜市市民予算枠事業 (地域一括交付型) 交付金交付要綱第3条の規定により提案します。  
なお、この提案書及び添付書類の内容については、必要に応じて高浜市市民予算枠事業 (地域一括交付型) 交付金交付要綱第10条の規定により公表されることを承諾します。

記

1. 提案額 ●, ●●●, ●●● 円

2. 添付書類

(1) 提案額総括表 (別紙1)

(2) 事業概要書 (別紙2)

(3) 収支計画書 (別紙3)

提案総額を記載する

令和4年度提案書より追加  
令和3年度以前の様式は使用しない  
ようにしてください



**② 提案書(総括表)を作成する際のポイント**

別紙1は、各団体の提案内容をまとめた“総括表”です。

(別紙1)

小学校区ごとに  
まとめます

市民予算枠事業交付金（地域一括交付型）交付金提案額総括表（●●小学校区）

	事業の名称	提案額（円）	備考
1	〇〇まちづくり協議会		
	1.		
	2.		
	3.		
	4.		
	5.		
	6.		
	7.		
	8.		
	≪前年度からの主な増減理由≫ 前年度予算と比較し、提案額が増減した主な理由を記載する。		
2	〇〇〇〇の会		
	1.		
	2.		
	3.		
	4.		
	5.		
	≪前年度からの主な増減理由≫		
	計		

※必要に応じて記載欄を追加してください。

### ③ 事業概要書を作成する際のポイント

(別紙2)

#### 事業概要書

事業の名称	(提案番号)	提案事業名(総称)を記載する
事業の目的		
継続事業の場合は昨年度からの課題と見直し内容		
事業の具体的な内容		
事業の対象者		
事業の目標及び期待できる効果		
地域計画との関連		
備考		

## ④ 収支計画書を作成する際のポイント

(別紙3)

### 収 支 計 画 書

事業名：(提案番号)

提案事業名(総称)を記載する

(収入の部)

(単位：円)

区 分	収入予定額	積算内訳
合計		

(支出の部)

(単位：円)

区 分	支出予定額	積算内訳
合計		



## 提案とりまとめや書類作成にあたってのご相談は・・・


「どうやって書いたらいいの?」、「こんな場合はどうしたらいい?」と思うことがありましたら、下記まで、お気軽にご相談ください。

高浜市役所 TEL0566-52-1111 (代表)

### 【各小学校区 担当職員】

○=まちづくり協議会特派員 □=サポーター ★=総合政策G担当職員

小学校区	氏名	所属部署・役職	内線No.
港小学校区	□ 榑原 勇介	地域福祉グループ 主事	80-119
	○ 平川 麻美	こども育成グループ 主事	80-316
	★ 杉浦 功暉	総合政策グループ 主事	339
	★ 宮島 佑奈	総合政策グループ 主事	332
吉浜小学校区	□ 鳥居 魁人	都市計画グループ 主事	280
	○ 小松 裕汰	経済環境グループ 主事	272
	★ 宮島 佑奈	総合政策グループ 主事	332
	★ 祖父江 佑介	総合政策グループ 主査	365
翼小学校区	□ 武内 彩音	財務グループ 主事	233
	○ 加藤 榛香	介護障がいグループ 主事	80-114
	★ 嶋本 花凜	総合政策グループ 主事	332
	★ 中川 歩	総合政策グループ 主事	339
高取小学校区	□ 前屋敷 亮	土木グループ 技師	274
	○ 清水 啓吾	秘書人事グループ 主事	—
	★ 柘植 一馬	総合政策グループ 主任	366
	★ 榑原 雅彦	総合政策グループ GL	352
高浜小学校区	□ 元多 美香里	都市計画グループ 技師	270
	○ 朝長 珠理	秘書人事グループ 主事	375
	★ 村松 邑馬	総合政策グループ 主事	365
	★ 榑原 雅彦	総合政策グループ GL	352



**III.**  
**事業を実施して**  
**いくうえで・・・**

## (1) 交付金の申請手続き

- ◇ 事業が決定したら、交付金の申請書類をまちづくり協議会へお送りしますので、必要事項を記入の上、提出していただきます。
- ◇ 交付金は、まちづくり協議会へ4～5月中に「前金」でお渡しします。
- ◇ 構成団体提案分については、まちづくり協議会から各構成団体へお渡しください。(必要に応じて、行政から各構成団体へ振り込むこともできますので、希望される場合は、総合政策グループへご相談ください。)

## (2) 事業の実施 ～情報発信 & 多くの人を巻き込んで！

- ◇ 「まちづくりの輪」が広がっていくように、行政では、広報たかはまやホームページ等で、採択内容や実績、活動の横顔や取り組みの効果等を、積極的に発信していきます。
- ◇ 提案団体においても、各団体の広報紙やブログ、イベント時のあいさつなど、様々な機会・場面において積極的な情報発信に努め、まちづくりに対する関心を高めたり、参画する市民の増加につなげていきましょう。
- ◇ イベント時に企業等から協賛金をいただいた場合は、イベントチラシやポスターに協賛企業名を明記するなど、地元企業もまちづくりのために協力してくれていることをPRしましょう。
- ◇ 「計画内容を変更したい」など、「どうしたらいい？」と思うことがありましたら、速やかに担当職員へご相談ください。

## (3) 会計処理・帳簿整理

- ◇ 収支台帳（出納簿）を作成し、領収書と合わせて適切に管理しましょう。
- ◇ できれば、交付金事業専用口座を設けるなど、交付金事業と他の事業の会計との混同を防ぎましょう。



## (4) 事業費が余りそう・・・、交付金の精算手続きをしましょう！

- ◇ 市民予算枠事業交付金（地域一括交付型）は、校区の課題解決のための事業費です。余ることが見込まれる場合は、精算手続きを行います。
- ◇ 限られた財源を効果的に活用していただくため、交付金の使い切り（例：必要性の低い物品の購入）、汗が伴わないバラマキ事業（例：物品配布）などは避けましょう。
- ◇ 翌年1月頃に、交付金の執行状況の聞き取りをさせていただく予定です。会計帳簿、領収書類等をきちんと管理しておいてください。

## (5) 繰越・積立について

- ◇ 市民予算枠事業交付金（地域一括交付型）については、事業費が余った場合、余剰金については全額精算の対象となり、返還いただくこととなります。（繰越・積立不可）
- ◇ 地域内分権推進事業交付金における創意工夫による事業費節減に伴う余剰金や自主財源については、翌年度へ繰り越すことができます。  
(繰越手続き不要)
- ◇ 「地域計画」に基づく小学校区の課題解決に向けて、財源を計画的に確保することにより、特定の目的に向けて中長期的な観点から対応できるようにしていくため、「まちづくり協議会の事業」にかぎり、積立をすることができるとします。（市との事前協議が必要となります。）
- ◇ 積立金の原資については、地域内分権推進事業交付金における創意工夫による事業費節減に伴う余剰金や自主財源のみとし、市民予算枠事業交付金（地域一括交付型）の余剰金を積立金の原資とすることはできません。

### ポイント

過度な繰越金については、たとえ創意工夫により生み出した自主財源だとしても、税を原資とする交付金等の使いみちとして有効活用されているとは言えません。当該年度事業に活用いただく。もしくは使用用途等を定め、積立金として積立を行ってください。

## *MEMO*

**IV.**

**事業成果の**

**報告**

## (1) 事業が終わったら…、速やかに実績報告を提出しましょう！

- ◇ 事業が完了したら、速やかに次の書類を提出してください。
  - ①事業完了報告書
  - ②収支決算書（交付金実績額総括表）
    - ex. 収支台帳や通帳等と照合をさせていただきます。
    - （必要に応じてコピーをとらせていただきます。）
  - ③その他必要書類
    - 必要に応じて、総合政策グループより提出をお願いする場合があります。
- ◇ 各団体において、事業の振り返りを行い、良いところはさらに伸ばし、課題・改善点は今後の活動に活かしていくようにしましょう。

## (2) 事業完了後、最低5年間は書類等を保存してください。

- ◇ 事業完了の翌年から数えて、最低「5年間」は、交付金事業に関する書類（申請書類、報告書類、会計帳簿等）を保存してください。
  - ex. 令和5年度実施事業に関する書類
  - ⇒ 令和10年度までは必ず保存する。

**① 事業完了報告書を作成する際のポイント**

様式第6は、実績報告書類提出に係る“鏡文書”です。

様式第6（第9条関係）

市民予算枠事業交付金（地域一括交付型）実績報告書

提出日を記載  
(令和6年4月末日まで)

年 月 日

高浜市長 あて

まちづくり協議会  
より提出する

所在地

申請者 団体名 ●●まちづくり協議会 印

代表者名

●●●●年●●月●●日付け●●●●●第●●●●号（及び●●●●年●●月●●日付け第●●●●号）で交付決定のあった●●●●年度市民予算枠事業（地域一括交付型）交付金について、当該交付金の交付の対象となる事業年度が終了したので、高浜市市民予算枠事業（地域一括交付型）交付金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

なお、この報告書及び添付資料の内容については、必要に応じて高浜市市民予算枠事業（地域一括交付型）交付金交付要綱第10条の規定により公表されることを承諾します。

記

1 添付書類

(1) 実績額総括表（別紙2）

(2) その他市長が必要と認める書類

## ② 収支決算書を作成する際のポイント

別紙2は、各団体の収支決算内容をまとめたものです。

別紙2

小学校区ごとに  
まとめます

市民予算枠事業交付金（地域一括交付型）交付金実績額総括表（●●小学校区）

	事業の名称	提案額（円）	実績額（円）
1	〇〇まちづくり協議会		
	1.		
	2.		
	3.		
	4.		
	5.		
	6.		
	7.		
	8.		
	9.		
2	〇〇〇〇〇の会		
	1.		
	2.		
	3.		
	4.		
	5.		
3	〇〇〇〇〇の会		
	1.		
	2.		
	3.		
	4.		
	5.		
	計		

まち協をはじめ構成団体  
（実施団体）ごとに記入する

提案事業名（総称）を記載する

事業ごとの提案額・  
実績額を記載する

※必要に応じて記載欄を追加してください。

地域の「どうしよう？」を解決し、「こうしたい！」を実現する

令和5年度  
市民予算枠事業交付金  
「地域一括交付型」の手引き

令和5年10月

お問合せ

高浜市役所 企画部 総合政策グループ

〒444-1398 愛知県高浜市青木町四丁目1番地2

<電話> 0566-52-1111(内線366)

<E-mail> seisaku@city.takahama.lg.jp